

答申第 1166 号

諮詢第 1824 号

件名：放置車両確認機関の特定の個人が駐車違反の取締りをしていた事がわかる書類の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 10 月 8 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 16 日付で行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 10 月 8 日に審査請求人は愛知県岡崎警察署（以下「岡崎警察署」という。）の情報公開窓口に来庁し、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として、令和 6 年 10 月 3 日午後 3 時頃から午後 4 時頃に特定地域において放置車両確認機関の A・B さんが駐車違反の取締りをしていた事がわかる書類（請求日現在 岡崎警察署で保管する書類）と記載されていた（以下、この開示請求書の記載を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、特定の個人「A・B さん」が放置車両確認機関

の駐車監視員として特定の日時及び場所において駐車違反の取締りに従事していたことを前提とし、当該個人の従事内容が記載された行政文書となる。

(ウ) 行政文書不開示決定

処分庁は、本件開示請求につき、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、本件処分を行った。

イ 放置車両確認機関及びその従業者について

本件開示請求の内容の「放置車両確認機関」とは、警察署長が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部について、公安委員会の登録を受けた法人に対し委託した、受託者を指すものである。そのため、放置車両確認機関の業務には当該法人の職員が従事することとなる。岡崎市内を管轄する愛知県岡崎警察署長（以下「岡崎警察署長」という。）が委託した事業者については民間事業者であり、従事者も当該事業者の職員である。

法及び関係規程においては放置車両確認機関の業務について従事者氏名を公表すべき定めはなく、岡崎警察署長が委託した契約内容においてもそのような定めはない。そのため従事者氏名は法令又は慣行として公にされ、又は公とすることが予定されている取扱いとはなっていない。

ウ 本件処分の理由

本件処分の理由となる条例第7条第2号及び条例第10条該当性は以下のとおりである。

(ア) 条例第7条第2号本文該当性

a 条例第7条第2号本文は、個人情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、これを不開示情報としている。

b 本件開示請求の内容のうち「A・Bさん」という記載は、個人を特定していることから、個人に関する情報であり、特定の個人を識別する

ことができる情報であるとして、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

そして、当該個人情報を前提として当該個人が放置車両確認機関の駐車監視員として特定の日時及び場所において駐車違反の取締りに従事していた事実の有無及びその従事内容についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性

条例第7条第2号ただし書では、条例第7条第2号に該当する情報であっても開示すべき情報が定められている。前記(1)イのとおり、放置車両確認機関の従事者について、氏名及び従事内容等の本件開示請求に係る個人情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イには該当せず、当該従事者は公務員等ではないため同号ただし書のハにも該当しない。さらに、同号ただし書口及びニのいずれにも該当しないことは明らかであるため、ただし書のいずれにも該当しない。

(ウ) 条例第10条該当性

a 条例第10条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

b 本件開示請求は、上述のとおり不開示情報である個人情報を前提とした上で、当該個人が放置車両確認機関の従事者として、特定年月日に特定地域で行われた業務内容が記載された行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第10条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件開示請求の「A・Bさん」という特定個人の氏等の個人情報について審査請求人本人が知り得ている情報であるため、請求対象文書の存否を明らかとし、開示すべき旨主張しているようである。

しかしながら、条例は、開示請求者が誰であるかといった個別的事情を考慮して不開示情報の該当性判断をすることを予定しておらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断されるものであるから、たとえ審査請求人が個別的事情により不開示情報を知り得ていたとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。すなわち、審査請求人が知り得ている個人情報であっても、条例第7条第2号の不開示情報に該当する場合は開示されないこととなる。

よって上記(1)のとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正であり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の個人が放置車両確認機関の駐車監視員として特定の日時及び場所において駐車違反の取締りに従事していたことが記載された文書であると解される。

(2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、処分庁は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

イ この考え方に基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、本件請求対象文書の存否自体の情報が、条例第7条第2号の個人情報を開示することになるため、条例第10条に該当するとして不開示としたことの適否について、以下検討する。

(ア) 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、特定の個人名が記載されており、当該個人が放置車両確認機関の従事者であることを前提として、駐車違反の取締りに関する文書の開示を求めるものであることが認められる。

そうすると、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、当該

個人が放置車両確認機関の駐車監視員として駐車違反の取締りに従事していた事実の有無という個人に関する情報を明らかにするのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

- (イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について、放置車両確認機関の従事者の氏名は慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報ではないためただし書イに該当せず、また、公務員等ではないため同号ただし書ハにも該当しない。さらに同号ただし書口及びニのいずれにも該当しない。
 - (ウ) なお、仮に放置車両確認機関の従事者の名前が審査請求人にとって既知の情報であったとしても、行政文書開示請求は「何人も」これを行うことができる手続きであることから、開示請求者の個別的事情は開示不開示の判断に影響することはない。
- ウ 以上により、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなることから、処分庁が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。
- (3) 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- (4) まとめ
以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和6年10月3日午後3時頃から午後4時頃に特定地域において放置車両確認機関のA・Bさんが駐車違反の取締りをしていた事がわかる書類（請求日現在 岡崎警察署で保管する書類）

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7．2．4	諮詢（弁明書の写しを添付）
7．3．13	審査請求人からの反論書の写しを処分庁から受理
7.10.24 (第715回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同　　日	審査請求人の意見陳述を実施
同　　日	審議
7.11.28 (第717回審査会)	審議
7.12.23	答申